

令和5年度第4回佐久市学校給食望月センター運営委員会会議次第

日 時 令和6年3月27日（水）
14時00分～
場 所 佐久市学校給食望月センター
2階会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会 議 事 項

(1) 令和5年度給食会計について

(2) 令和5年度給食会計監査報告について

(3) 令和6年度学校給食物資納入業者の承認について

(4) 令和6年度学校給食望月センターの年間事業計画について

(5) 令和6年度佐久市学校給食会計の基本事項について

(6) その他

4 閉 会

令和 5 年 度

佐久市学校給食望月センター給食会計収入支出決算書

十

佐久市学校給食望月センター

収 入

(単位：円)

款 項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	節		説 明
					区 分	金 額	
1 給食費	1 給食費	32,126,950	30,865,060	△ 1,261,890	1 小学校給食費	18,363,670	望月小学校 60,581食 × 270円 = 16,356,870円 6,920食 × 290円 = 2,006,800円
					2 中学校給食費	11,772,420	望月中学校 32,604食 × 310円 = 10,107,240円 5,046食 × 330円 = 1,665,180円
					3 給食センター給食費	728,970	学校給食望月センター職員 2,209食 × 330円 = 728,970円
					4 未収金		
2 補助金	1 補助金	2,081,940	1,952,632	△ 129,308	1 補助金	1,223,477	佐久市産米粉活用事業負担金(米粉パン導入事業) 佐久市 59,101円(6回分) 佐久浅間農協 29,831円(3回分) 物価高騰対策事業補助金 佐久市 1,863,700円
3 繰越金	1 繰越金	149,275	149,275	0	1 繰越金	149,275	前年度繰越金
4 雑収入	1 雑収入	6,835	8,744	1,909	1 雑収入	4,351	預金利息 8/21 6円、2/19 8円 試食代 9/8 2,970円 3/7 5,760円
収入合計		34,365,000	32,975,711	△ 1,389,289			

支 出

(単位：円)

款 項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	節		付 記		
					区 分	金 額			
1 事業費	1 調理費	34,236,973	32,875,393	△ 1,361,580	1	主食費	4,385,935		
					2	牛乳代	7,203,324		
					3	副食費	21,199,908		
					4	返還金	78,306	望月小学校 望月中学校	64,974 円 13,332 円
					5	手数料	7,920		
2 予備費	1 予備費	128,027	0	△ 128,027	1	予備費	0		
支出合計		34,365,000	32,875,393	△ 1,489,607					

収入決算額 - 支出決算額 = 100,318円 (次年度～繰越し)

令和5年3月29日 提出

佐久市教育委員会 学校教育部 学校給食課長 柳澤 広幸

令和5年度 佐久市学校給食望月センター給食会計決算監査資料

収支残額調書

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
収 入 合 計 額	32,975,711	
支 出 合 計 額	32,875,393	
差 引 残 額	100,318	

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
給 食 費	30,865,060	別紙参照
補 助 金	1,952,632	米粉パン負担金 佐久市 59,101円 (6回分) JA佐久浅間 29,831円 (3回分) 物価高騰対策事業補助金 佐久市より 1,863,700円
繰 越 金	149,275	前年度繰越金
雑 収 入	8,744	預金利子JA佐久浅間 8/21 6円、2/19 8円 衛生研給食代 9/8 2,970円 議員試食代等 3/7 5,760円
合 計	32,975,711	

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考	
事 業 費	主 食 費	4,385,935	別紙参照
	牛 乳 代	7,203,324	別紙参照
	副 食 費	21,199,908	別紙参照
	返 還 金	78,306	別紙参照
	振込手数料	7,920	別紙参照
予 備 費	予 備 費	0	
合 計	32,875,393		

学校別給食費 (令和5年4月～令和6年3月)

学校名等	月												年度計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
望月小学校	給食費 1,433,000	1,789,070	1,869,790	1,410,940	805,990	1,771,250	1,644,410	1,781,400	1,704,660	1,522,780	1,643,960	986,420	18,363,670
望月中学校	給食費 941,850	1,180,880	1,173,690	893,980	519,000	1,155,020	1,041,600	1,134,460	1,094,860	987,010	1,086,260	563,810	11,772,420
学校給食 望月センター	給食費 55,770	69,960	74,910	59,400	31,350	69,960	67,320	69,960	66,660	59,400	66,330	37,950	728,970
合計	給食費 2,430,620	3,039,910	3,118,390	2,364,320	1,356,340	2,996,230	2,753,330	2,985,820	2,866,180	2,569,190	2,796,550	1,588,180	30,865,060
その他						2,970						5,760	8,730

※ その他は、試食会等です。

学校別給食実施日数・食数 (令和5年4月～令和6年3月)

学校名等	月												年度計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
望月小学校	日数 16日	20日	21日	17日	9日	20日	19日	20日	19日	17日	19日	11日	208日
	食数 5,238食	6,577食	6,873食	5,186食	2,963食	6,511食	6,043食	6,548食	6,266食	5,598食	6,042食	3,626食	67,471食
望月中学校	日数 16日	20日	20日	17日	9日	20日	18日	20日	19日	17日	19日	10日	205日
	食数 3,013食	3,776食	3,753食	2,858食	1,660食	3,694食	3,332食	3,628食	3,502食	3,157食	3,474食	1,803食	37,650食
学校給食 望月センター	日数 16日	20日	22日	17日	9日	20日	20日	20日	19日	17日	19日	11日	210日
	食数 169食	212食	227食	180食	95食	212食	204食	212食	202食	180食	201食	115食	2,209食
合計	日数 16日	19日	22日	18日	9日	20日	19日	20日	19日	16日	19日	13日	210日
	食数 8,420食	10,496食	10,853食	8,224食	4,718食	10,417食	9,579食	10,388食	9,970食	8,935食	9,717食	5,544食	107,261食
その他					1日							1日	2日
	日数				9食							18食	27食
	食数												

※ 合計の日数は、望月給食センターの稼働日数です。

過年度分未納額及び今年度納入額 (令和6年3月末日) (円)

学校名等	H26～R元年度まで 未納なし	令和2年度	令和5年度 未納なし	計	備考		
						未納額	不納欠損
望月小学校	0	0	0	0			
	0	0	0	0			
	0	0	0	0			
	0	0	0	0			
望月中学校	0	27,380	0	27,380	R2年度未納金額27,380円 については、令和3年度納 入。		
	0		0	0			
	0	27,380	0	27,380			
	0	0	0	0			
合 計	0	0	0	0			
	0	0	0	0			
	0	0	0	0			
	0	0	0	0			

(単位：円)

(単位：円)

令和5年度業者別給食食物買入状況

業者名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期合計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期合計	合計
(公財)長野県学校給食会(パン・麺)	206,502	275,132	312,530	173,346	150,143	280,039	1,397,692	291,105	276,291	233,441	231,898	241,322	128,504	1,402,561	2,800,253
(公財)長野県学校給食会(一般物資)	98,767	92,661	194,229	253,876	93,191	182,003	914,727	263,456	289,058	241,797	128,319	272,346	145,832	1,340,808	2,255,555
協同乳業株式会社 日本営業本部信越支店	570,107	707,144	723,849	559,739	322,446	692,072	3,575,357	654,876	692,419	671,742	595,506	639,805	373,619	3,627,967	7,203,324
肉のやなぎざわ	232,344	368,744	308,305	226,274	127,065	311,099	1,573,831	217,535	405,361	172,554	205,939	373,658	278,372	1,653,419	3,227,230
樹菜園商店	164,164	257,914	226,805	189,048	110,457	187,671	1,136,059	207,771	218,679	313,214	244,955	178,465	147,614	1,310,698	2,446,757
術高塚商店	0	3,674	10,206	2,495	2,586	7,258	26,219	862	4,037	3,221	8,119	1,903	0	18,144	44,363
長木屋	37,195	129,448	80,956	18,694	35,802	98,521	400,616	59,059	86,445	91,854	98,096	67,975	21,610	425,039	825,655
細堂商店	4,390	17,612	17,456	2,948	5,644	10,849	58,899	12,188	19,981	15,882	16,165	16,948	7,248	88,412	147,311
佐久沼児童協同組合生活宅配センター(米飯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐久沼児童協同組合生活宅配センター(一般物資)	255,315	253,644	285,938	160,749	109,104	310,998	1,375,748	299,284	296,297	228,958	261,450	290,497	170,967	1,547,453	2,923,201
(監)比田井精米	0	0	0	0	0	143,060	273,680	105,740	192,820	102,630	186,600	130,620	49,632	768,042	1,041,722
南光食品	167,286	143,708	126,550	116,644	51,570	175,262	781,020	158,285	121,902	148,160	106,051	149,936	223,487	907,821	1,688,841
武爪精肉店	35,284	62,748	63,331	46,624	16,027	84,078	308,092	119,388	39,658	121,599	57,154	68,537	43,502	449,838	757,930
和土屋フーズ	43,634	76,753	197,900	47,163	53,067	100,421	518,938	120,718	111,516	104,172	51,892	228,324	82,252	698,874	1,217,812
熊ナガキエウ小販営業所	245,986	236,649	317,382	214,045	160,314	239,909	1,434,285	152,999	260,280	210,832	117,806	206,614	130,852	1,079,403	2,513,688
飯川達徳酒造	29,623	32,483	27,830	27,399	11,388	29,385	158,308	27,226	34,030	29,311	28,090	29,591	14,493	162,741	321,049
熊ヒラサワ	58,659	64,942	106,407	74,744	53,900	54,541	413,193	83,642	38,253	99,096	93,295	145,859	45,279	505,424	918,617
関喜月堂	0	28,280	0	0	0	0	28,280	0	0	0	0	0	43,160	43,160	71,440
熊木村屋	0	49,950	0	0	0	0	49,950	0	0	0	0	0	28,000	28,000	77,950
飯井出葉織物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊北山商店	12,590	15,189	4,929	5,184	6,467	9,897	54,256	8,588	13,237	17,769	12,728	8,456	8,544	69,322	123,578
東春越会味噌加工所	0	0	0	0	0	1,400	1,400	0	0	0	1,330	0	0	1,330	2,730
熊澤藤幸太郎商店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93,960	0	0	0	93,960	93,960
協同食品熊長野工場	143,420	140,781	44,483	81,579	72,314	107,546	590,123	84,121	136,346	59,240	35,507	73,104	42,232	430,550	1,020,673
木内運業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
望月学校給食委託預田	0	0	11,981	26,244	30,451	28,930	97,606	53,239	45,845	32,110	0	3,990	0	135,184	232,790
熊えのきボーンヤ	16,329	16,485	15,707	21,358	5,495	25,563	100,937	20,135	12,170	18,160	13,508	25,233	9,622	98,828	199,765
(同)小山農園	120,880	148,078	157,144	117,858	0	0	543,960	0	0	0	0	0	0	0	543,960
望月中学校5組	0	0	3,402	5,787	0	0	9,189	0	0	4,050	0	0	0	4,050	13,239
(資)和泉食品商店	0	0	0	0	0	0	0	4,885	0	0	0	0	2,358	7,243	7,243
佐久沼児童協 しかばアース・グループ工場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,128	34,128	34,128
信玄豆腐店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,000	12,000	12,000
つるや豆腐店	0	0	0	22,403	0	0	22,403	0	0	0	0	0	0	0	22,403
	2,442,475	3,122,019	3,237,320	2,394,201	1,548,251	3,100,502	15,844,768	2,945,102	3,294,625	3,013,772	2,494,408	3,153,185	2,043,307	16,944,399	32,766,764

(単位:円, %)

令和5年4月～令和6年3月分主食副食別給食物資購入代金

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期計	総合計	構成比
区分																
米飯代	120,880	148,078	157,144	117,858	130,620	143,060	817,640	105,740	192,820	102,630	186,600	130,620	49,632	768,042	1,585,682	4.84
パン・麺代	206,502	275,132	312,530	173,346	150,143	280,039	1,397,692	291,105	276,291	233,441	231,898	241,322	128,504	1,402,561	2,800,253	8.54
牛乳代	570,107	707,144	723,849	559,739	322,446	692,072	3,575,357	654,876	692,419	671,742	595,506	639,805	373,619	3,627,967	7,203,324	21.97
副食代	1,544,986	1,991,665	2,043,797	1,543,258	945,042	1,985,331	10,054,079	1,893,381	2,133,095	2,005,959	1,480,404	2,141,438	1,491,552	11,145,829	21,199,908	64.66
合計	2,442,475	3,122,019	3,237,320	2,394,201	1,548,251	3,100,502	15,844,768	2,945,102	3,294,625	3,013,772	2,494,408	3,153,185	2,043,307	16,944,399	32,789,167	100.00

(注) 給食物資購入代金の支払いは原則として月末締め翌月払い。

令和5年4月～令和6年3月 学校別返還金

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期計	総合計	備考
区分																
望月小学校	3,852	4,986	5,697	3,711	2,466	6,525	27,237	5,778	6,966	7,296	6,465	7,089	4,143	37,737	64,974	
望月中学校	1,056	1,320	1,320	990	594	1,320	6,600	1,188	1,254	1,254	1,122	1,254	660	6,732	13,332	
合計	4,908	6,306	7,017	4,701	3,060	7,845	33,837	6,966	8,220	8,550	7,587	8,343	4,803	44,469	78,306	

※ 返還金は、牛乳及びパン・麺停止者への返還金です。(毎月返還)

令和5年4月～令和6年3月 学校別振り込み手数料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期計	総合計	備考
区分																
望月小学校	330	330	330	330	330	330	1,980	330	330	330	330	330	330	1,980	3,960	
望月中学校	330	330	330	330	330	330	1,980	330	330	330	330	330	330	1,980	3,960	
合計	660	660	660	660	660	660	3,960	660	660	660	660	660	660	3,960	7,920	

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期計	総合計	備考
区分																
支出合計	2,448,043	3,128,985	3,244,997	2,399,562	1,551,971	3,109,007	15,882,565	2,952,728	3,303,505	3,022,982	2,502,655	3,162,188	2,048,770	16,992,828	32,875,393	

令和5年度 佐久市学校給食望月センター給食会計決算監査報告書

監 査 対 象 期 間	令和5年 4月 1日より 令和 6年 3月27日まで
収 入 金 額	32,975,711 円
支 出 金 額	32,875,393 円
差 引 金 額	100,318 円

審査結果

佐久市学校給食センター条例施行規則第19条に基づき、令和5年度学校給食望月センター給食会計の決算監査をしましたところ、諸帳簿及び領収書並びに伝票等も含め整備されており、正確、適正でありましたことを報告いたします。

令和6年 3月27日

佐久市学校給食望月センター運営委員会監事

望月小学校校長

㊞

望月中学校
PTA研修厚生部長

㊞

佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定要領

平成17年4月1日
教育委員会決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、学校給食用物資の納入の円滑と適正を図るため、学校給食用物資納入業者(以下「業者」という。)の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 業者の申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 申請期間 毎年1月10日から1月末日まで
- (2) 申請時の提出書類 佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定申請書(様式第1号)

(指定基準)

第3条 業者の指定基準は、次のとおりとする。

- (1) 立地条件
営業所が佐久市内にあること。ただし、必要物資で調達困難な食品は、この限りでない。
- (2) 衛生状況
ア 保健所の監視評点が良好であること。
イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。
- (3) 供給能力
ア 仕入、製造及び加工能力が相当で、所要量を供給し得ること。
イ 指示する日時までに納入ができること。
- (4) 信用状況
ア 事業経歴及び経営状態が良好であること。
イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
ウ 納税義務が履行されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(指定通知)

第4条 申請のあった業者の指定の決定は、学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審査に付し、その承認を得た後、次の手続を経て行うものとする。

- (1) 運営委員会の承認を得た業者に対して、佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定通知書(様式第2号。以下「指定通知書」という。)を発行する。
- (2) 指定通知書を受けた業者は、誓約書(様式第3号)を学校給食センターに提出する。
- (3) 前号の手続を完了した業者を業者指定台帳に登載する。

(指定期間)

第5条 指定の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、その更新については、運営委員会が決定する。

2 年度の途中で指定を受けた場合の指定の有効期間は、その年度の終了までとする。

(指定の取消し等)

第6条 誓約に違反し、又は運営委員会において不相当と認めるときは、指定を取消し又は一時停止することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

令和6年度学校給食の実施内容（案）

（学校給食の意義）

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒にバランスのとれた栄養のある食事を提供し、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の形成と好ましい人間関係の育成など児童生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

1 給食の運営目標

- ① 安全で安心して食べられる給食
- ② 栄養バランスのとれたおいしい給食
- ③ 衛生管理の徹底
- ④ 食に関する指導

2 献立方針

- ① 児童生徒の健康増進に役立つ食事内容とする。
 - ・ 栄養量の基準、食品構成は文部科学省の基準に準拠し、対象児童生徒の体位体格等に配慮する。
栄養価については、脂肪、たんぱく質の過剰と食物繊維、鉄分の不足に注意する。
- ② 児童生徒の学校生活の様子や学校行事に配慮し、行事食、旬の食材も取り入れ、子どもたちの楽しみとなるような、また季節感のある献立とする。
 - ・ クラス希望献立を実施する。
- ③ 食物アレルギーに配慮した給食づくり。
 - ・ アレルギー調査の実施と対応
(代替食、除去食の提供・詳細献立、配合表の希望配布)
- ④ 使用する食材は、原材料等が明かなものを選択し、地元野菜の生産期には積極的に利用し、地域食材を活用した献立の工夫を行う。
- ⑤ 給食献立年間計画

【献立作成の手順】

- ・ 基本は、小・中同一とし、主食、おかず等の分量を学年に応じて対応する。
- ・ 献立は栄養士が原案作成、調理場内での献立会議を経て、決裁する。
- ・ 献立委員会を開催し、家庭での不足しがちな栄養素や、食の安全、子どもたちの嗜好、保護者の願いなどを献立に反映する。
(年に2回開催。メンバー：学校長（会長）、給食主任、係長、調理員代表、栄養士、保護者代表、教育委員会)

3 給食費（令和6年度改定）

小学校：一人1食当たり310円

中学校：一人1食当たり350円

4 衛生管理

- ① 望月給食センターにおける衛生管理の重点
「学校給食衛生管理の基準」にそって衛生管理に努める。
 - ・ 作業工程における汚染区域、非汚染区域での調理作業の区別
 - ・ 場内のドライ運用
 - ・ 調理過程での温度、時間等の記録

② 配送校にお願いしていること

- ・ 直送品の検収と適切な保管（デザート、パン、ソフト麺、牛乳）
- ・ 児童生徒の給食当番日常点検表の記録
- ・ 検食簿の記入
- ・ 食環境の整備

③ 事故発生時の連絡・対応

5 食に関する指導の目標と手立て

○食に関する指導【6つの食育観点】

【食事の重要性】

食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。

【心身の健康】

心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方を理解し自ら管理していく能力を身につける。

【食品を選択する能力】

正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性について自ら判断できる能力を身につける。

【感謝の心】

食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。

【社会性】

食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける。

【食文化】

各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

○食に関する指導の手立て

① 食に関する指導に関わる全体計画の立案

- ・ 計画的に食育を推進するためには各学校において食に関する指導に関わる全体計画を作成し運用していく。

② 給食時、関連授業での取り組み

③ 保護者との連携

- ・ P T A 試食会（センター見学）
- ・ 学校保健会、献立委員会
- ・ 食生活アンケートの実施、考察
- ・ 給食便りの配布
- ・ 個別面談（食物アレルギー、ふとりすぎ、やせすぎ等）

④ 学校訪問（栄養士・調理員）による食への関心向上

- ・ 給食ができるまで
- ・ 食事のマナーを身につけよう（箸の使い方、姿勢、手洗い）
- ・ 栄養バランスについて
- ・ 成長期に必要な栄養素
- ・ 朝ごはんの重要性
- ・ 食べ物と健康の関わり

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和6年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・白田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条 1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - (1) 小学生 310円
 - (2) 中学生 350円
 - (3) 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
 - (4) 給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記(1)(2)に準じるものとする。
- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
ただし、前項(1)及び(2)の区分においては、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助する「学校給食費物価高騰対策事業」をもって、保護者負担の軽減を図る。1食単価（日額）の保護者実質負担額は以下のとおりとする。
 - (1) 小学生 保護者実質負担額 290円
 - (2) 中学生 保護者実質負担額 330円なお、前項(3)及び(4)の区分においては「学校給食費物価高騰対策事業」の対象外とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター事務担当職員（以下、「事務担当職員」という。）に提出するものとする。
給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。
行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。
その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
- 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
- 9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
- 11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。(一食当たり単価、消費税込)
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 (令和6年度)

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	70円	20円	61円	60円
中 学 校	70円	26円	67円	66円